

新人弁護士と弁護士会照会

会員 梶本 真帆

1 初めての弁護士会照会

当国会報LIBRAの読者のうち、法曹の関係者ではない読者の皆様、弁護士法23条の2に基づく照会制度（以下「弁護士会照会」という）をご存じだろうか？

弁護士会照会とは、弁護士法23条の2に基づき、弁護士が官公庁や企業などの団体に対して行う照会制度である。日々多くの弁護士が弁護士会館6階の当会受付に向かい、弁護士会照会を申し立てていることから、弁護士会照会は弁護士の業務上必要不可欠な制度といえる。

弁護士登録直後の私にも、弁護士会照会を利用する機会がすぐにやってきた。初めて弁護士会照会を申し立てた時は、弁護士になれたことを改めて実感し、感無量だった。

2 新人弁護士として 弁護士会照会を利用した感想

(1) 弁護士会照会は弁護士の事件処理に必要不可欠な役割を果たしていること

弁護士会照会で得られる情報は幅広く、特に官公庁からの回答（例えば、自動車の登録事項等証明書記載事項、出入国記録等）は、事件処理のためとても役に立った。

このような回答は弁護士会照会を利用しなければ得られなかったことから、弁護士会照会は、弁護士の業務にとって必要不可欠な役割を果たしているといえる。

(2) 現在の弁護士会照会制度に限界があること

上記のように幅広く情報を取得できる一方、照会先が回答を拒否する場合も多い。

例えば、原付の使用者についての照会は地方税法

22条により回答を拒否された結果、私有地に放置された原付の使用者を特定することはできなかった。また、フリマアプリの会社に対し、ある会社の社外秘の資料を無断で出品した出品者について弁護士会照会を行ったが、出品者のプライバシーを理由に回答が拒否された。当該フリマアプリの会社による回答拒否について再度照会及び異議申立てを行ったものの、同様の理由で再度回答拒否となり、当該出品者を特定することはできなかった（出品の発見後、当該資料の発行元会社が直ちに当該資料を落札したため、なんとか営業情報の流出を阻止することができた）。

このように、弁護士会照会を行ったとしても、必ずしも回答を得られるというわけではない。さらに、現時点では、回答拒否に対する具体的な対抗策もない。回答拒否により加害者を特定できず、場合によっては権利救済への途が閉ざされてしまうことになりかねない。

(3) 今後の弁護士会照会制度について

職務上請求・発信者情報開示請求など、大まかに言えば、情報を得るための制度はいくつも存在している。各制度が存在する中で、弁護士会照会に対する回答を得られているのは、弁護士及び弁護士会への信頼のためだと思われる。信頼してくれるのを待つしかないのか、新たな制度の構築も目指すべきなのか、社会における弁護士のあり方が問われているようにも見受けられる。

権利救済を実現するため、社会における新たな問題に対しても対処できるような弁護士を目指していきたいと思う。弁護士会照会は、そのような弁護士の業務を支えるツールであり、弁護士にしかない強みでもある。ひいては、社会を支えるツールでもあり、伸びしろのあるツールでもあると思われる。